法第３５条（避難施設等）

幼稚園、保育所の階段及び廊下

幼稚園若しくは保育所の廊下及び階段の扱いは、次による。ただし、保育所については幼稚園に類似した平面計画のものに限る。

① 階段及びその踊場の幅は令第２３条第１項の表（三）又は（四）によることとし、けあげ及び踏面の寸法は同表（一）による。

② 廊下の幅は令１１９条の表中の小学校の児童用のものによるが、３教室以下かつ床面積の合計が２００㎡以下の教室に接続するものは、同条表中の病院における患者用のものによる。